

障害福祉サービス事業の形態について

1 一体型事業所（複数の場所の事業所を一体的に管理運営するもの）

下表の要件を満たし、事業の管理運営やサービス提供に関する指導・監督などが一体的に行われていると見なせるものについては、複数の場所（事業所）で事業を実施している場合でも、一の事業所として指定することができる。

【利用定員（規模）に関する特例】

- ・ 主たる事務所、従たる事務所の合計で、20人以上（施設入所支援、就労継続支援A型を除く）であること
- ・ 主たる事務所、従たる事務所それぞれについて、事業ごとに定める利用定員以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援 6人、就労継続支援 10人）

【一つの指定事業所とする要件】

（1） 人員配置

一つの事業所としての人員配置のほか、直接サービス提供職員はそれぞれ事務所ごとに専従常勤職員を1以上配置していること

（2） 事業運営

- ① 利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること
- ② 事業所間で相互支援の体制があること
- ③ 事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること
- ④ 職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること
- ⑤ 人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的であること
- ⑥ 事務所間の会計管理が一元化されていること

（3） 地域的範囲

主たる事業所と従たる事業所は、同一の日常生活圏域にあつて、サービス管理責任者の業務遂行に支障の無い距離にあること。（主たる事務所と従たる事務所の間は、通常の移動手段により概ね30分以内で移動可能な範囲を目安とするが、個別案件により判断するため、事前に相談すること。）

2 多機能型事業所（複数の事業を一体的に行うもの）

複数の事業を一体的に組み合わせて行う場合、多機能型としての指定が可能となる。

なお、多機能型であっても事業者の指定は、事業の種類ごとに行うこととなるため、事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定となる。



【特例】

① 利用定員（規模）に関する指定要件（特例措置）

- ・ 多機能型の事業所全体の合計で、20人以上であること
- ・ 事業所それぞれについて、事業ごとに定める最小利用人数以上であること（生活介護・自立訓練・就労移行支援 6人、就労継続支援 10人）

② サービス提供職員に関する指定要件（特例措置）

多機能型として実施する事業の利用者の数の合計が20人未満である場合に限り、実施する事業の種類ごとに、利用者の数に応じて配置すべき従業者に係る常勤の規定は課さず、多機能型としての事業所に従事する従業者のうち一人以上を常勤とすることで、その他の従業者については兼務することが可能とすること。

③ サービス管理責任者に関する指定要件（特例措置）

多機能型としての事業所全体で、実施する事業の利用者の数の合計に応じて配置

④ 設備に関する指定要件（特例措置）

サービス提供に支障のない範囲内において兼用することが可能とする。

【自立支援給付費】

多機能型の報酬単価（基本報酬）は、実施する複数種類の事業の合計の総定員により算定される。ただし、加算は各サービス毎の定員に応じた定員区分により算定される。

同一法人による同一敷地内での実施事業は、一の事業所（複数の事業を行う場合は多機能型）として指定する。ただし、平成18年9月30日において指定を受けている事業所が移行する場合は、以下の例外的な取扱いが可能である。

【例外措置】

同一敷地内における複数の事業所については、以下の要件を満たした場合は、複数の独立した事業所として指定することが可能。

- ア サービスの提供が一体的に行われていない。
- イ 事業所ごとに必要な従業員が確保されている。
- ウ 事業所ごとに必要な設備が備えられている（レクリエーション等を行う遊戯室など、サービス提供に直接関わりのない設備については共用可能。）。

3 サービス提供単位

サービス提供職員の配置基準は、原則として、事業所ごとに利用者全体の平均障害程度区分に基づき設定するが、障害の程度に応じて、専門性の高い支援を行えるよう一定の要件を満たす場合は、同一事業所内において、複数の「サービス提供単位」を設けることを可能とする。



(1) 対象事業

人員配置算定に障害程度区分を導入している療養介護、生活介護、施設入所支援

(2) サービス提供単位の考え方

ア 原則は、一つの事業所に一単位

イ ただし、下記の全てを満たしている場合は、複数のサービス提供単位を認め、当該サービスごとに平均障害程度区分を算定する。

(3) サービス管理責任者に関する指定要件

事業所全体の総利用者に応じて必要な数を配置

(4) 自立支援給付費

事業所全体の定員規模により算定する。ただし、人員配置体制加算は、当該サービス提供単位の定員規模により算定する。

○ 判断基準

- ・ サービス提供単位ごとにサービス提供職員の勤務体制が確保されている。
- ・ 同一時間帯について、複数のサービス提供単位ごとに利用者が区分されている。
- ・ 設備構造上、サービス提供単位ごとに完結している。
- ・ サービス提供単位ごとに利用者の障害種別が異なり、単位ごとに異なるプログラムが提供されている、又は、同一障害種別の場合は、日中・夜間を通じ異なる内容のプログラムが提供されている。
- ・ 各サービス提供単位の最小利用人員はサービスの質を確保する観点から、事業として運営できる最小人員とする。

(療養介護及び生活介護 20人、施設入所支援 30人)